

### 3 里地里山管理や利用の実践的手法の拡大

#### ③里地里山を付加価値とした経済活性化の例

##### 福井：エコファーマー認証の取得と「しらやま西瓜」の地域ブランド登録

白山・坂口地区の強みである希少な野生生物が多く生息する自然環境を保全と生産活動との両立をはかるため、環境保全型農業にとりくむ第一歩として、減農薬・減化学肥料にとりくみコウノトリが飛来するような豊かな農地・農村環境づくりを目指している。

18年には、地域団体商標制度を活用し「しらやま西瓜」を商標登録したほか、西瓜を生産するJAしらやま園芸部のメンバーは全員、環境保全型農業に取り組むエコファーマーの認証をうけた。



「しらやま西瓜」登録申請中

しらやま西瓜

### 地域団体商標登録出願の

#### 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。

**出願** → **登録条件の審査**

出願は地域の名称及び商品又は役種の本名称からなるものです。

審査及び出願物件を提出してください

**出願物件**

① 出願人(団体)が主体要件を満たしていること  
 ② 構成要素に使用をせざるを得ないこと  
 ③ 出願が使用をされた結果、周知となったこと  
 ④ 商標が地域の名称及び商品又は役種の本名称からなること  
 ⑤ 商標中の地域の名称が商品(役種)と密接な関連性を有していること  
 ⑥ 著名性を有していること、特に周知となっていること、類似の商標がないこと、商品(役種)の品質(質)の向上に寄与する効果(利益)を有していること等

**審査**

① 周知性の要件  
 商標が商標法第3条第1項第1号に規定する商標であること  
 ② 著名性の要件  
 商品(役種)の特性が、出願人(団体)の主体要件を満たしていること  
 ③ 密接な関連性の要件  
 商標中の地域の名称が商品(役種)と密接な関連性を有していること  
 ④ 著名性を有していること、特に周知となっていること、類似の商標がないこと、商品(役種)の品質(質)の向上に寄与する効果(利益)を有していること等

**Q&AのQ2参照**

出願を提出することができるとは

**Q&AのQ3参照**

出願人が提出すべき資料は以下のとおりです。

① 出願人(団体)の名称及び商品又は役種の本名称  
 ② 出願人(団体)の所在地  
 ③ 出願人(団体)の代表者の氏名  
 ④ 出願人(団体)の代表者の住所  
 ⑤ 出願人(団体)の代表者の電話番号  
 ⑥ 出願人(団体)の代表者のメールアドレス  
 ⑦ 出願人(団体)の代表者の印  
 ⑧ 出願人(団体)の代表者の印  
 ⑨ 出願人(団体)の代表者の印

**Q&AのQ4参照**

出願人が提出すべき資料は以下のとおりです。

① 出願人(団体)の名称及び商品又は役種の本名称  
 ② 出願人(団体)の所在地  
 ③ 出願人(団体)の代表者の氏名  
 ④ 出願人(団体)の代表者の住所  
 ⑤ 出願人(団体)の代表者の電話番号  
 ⑥ 出願人(団体)の代表者のメールアドレス  
 ⑦ 出願人(団体)の代表者の印  
 ⑧ 出願人(団体)の代表者の印  
 ⑨ 出願人(団体)の代表者の印

**Q1** 地域団体商標の出願料及び登録料はいくらですか？

**A1** 出願料は2,000円(15,000円)以内、登録料は2,000円(15,000円)以内です。出願料及び登録料は、出願人(団体)が提出する12,000円(100,000円)以内の範囲で必要となります。

**Q2** 「商標の名称」や「商品(役種)の商標名称」にはどのようなものがありますか？

**A2** 「商標の名称」は、現在及び将来の商標の名称は、地名、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。「商品(役種)の商標名称」は、地名、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。ただし、「商標」の名称は、「商標」の名称、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。また、「商標」の名称は、「商標」の名称、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。

**Q3** 商標名称(商標登録)はどのように記述すればよいですか？

**A3** 商標名称(商標登録)は、地名の名称(地名)の商標名称を記述すること、例えば、地名、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。また、「商標」の名称は、「商標」の名称、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。

**Q4** 「商標」の名称(商標登録)はどのように記述すればよいですか？

**A4** 「商標」の名称(商標登録)は、地名の名称(地名)の商標名称を記述すること、例えば、地名、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。また、「商標」の名称は、「商標」の名称、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。

**Q5** 「商標」の名称(商標登録)はどのように記述すればよいですか？

**A5** 「商標」の名称(商標登録)は、地名の名称(地名)の商標名称を記述すること、例えば、地名、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。また、「商標」の名称は、「商標」の名称、商品名、団体名、個人名、商標登録名を含みます。

### 地域ブランドを適切に保護するために

## 地域団体商標制度のお知らせ

商標法の一部が改正され、平成18年4月1日から地域団体商標登録の出願の受付を開始します。

**地域団体商標制度とは？**  
 地域の名稱及び商品(役種)の本名称からなる商標について、一定の要件を満たす場合に、農業者協会の団体の団員が、農業者協会の団体の団員として登録することによる制度です。

**特許庁**

### 地域団体商標制度